

[事案 2021-152] 新契約無効請求

・令和4年6月23日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2021-153] の申立人の配偶者である

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年1月に銀行を募集代理店として契約した豪ドル建変額終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 相続税の節税になると説明されたが、本契約では相続税対策としての機能を果たさないことが判明した。
- (2) 本契約が外貨建商品であることの説明がなかった。
- (3) 死亡保険金額として、既払込保険料と同額が支払われると説明されたが、豪ドル建の一時払保険料が最低保証される商品であった。
- (4) 5年で目標額に達すると強調され、目標額に到達しなかった場合でも10年後に最低でも既払込保険料と同額は戻ると説明されたが、15年後に豪ドル建の一時払保険料が最低保証される商品であった。

<保険会社の主張>

募集人は、契約締結前交付書面兼商品パンフレットおよび例表を用いて十分かつ適切な説明をしており、申立人は、本契約が外貨建商品であることを認識し、募集人の説明を理解したうえで契約していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は高齢で、投資経験はあったものの変額保険の経験はなかったことから、より丁寧な説明が求められたが、募集人は申立人を訪問するにあたって保険の勧誘をする可能性があることを事前に告げていたわけではなく、また、訪問日前に意向確認もなされていなかった。当日は、申立人と申立人配偶者に対する提案が同時になされたことから、それぞれの理解等の確認が不十分なまま、申込手続がなされたことが考えられる。
- (2) 提案時に設計書は用いられておらず、用いられた例表は、1枚の紙に小さい文字で多くの情報量が記載されており、内容を理解することが容易でないことも申立人が誤って理解した原因であったと考えられる。
- (3) 本件では、申立人が資料を検討する機会を設け、または、再度説明の場を設けるなどの配慮が募集人に望まれた。